

7月3日通達改正に関連する質問事項とMETI回答

2007.7.17 CISTEC調査研究部

項目	質問内容	事例	回答
1	「化学品であって、他の貨物と混合されている場合」に当たらない(被覆されているものは、混合されているものとは違う。)と考え、「他の貨物の部分をなしているもの」として、「主要な要素となっていない(10%以下がここに含まれる)」と、「分離しがたい」の両方が適用可能と判断してよいか?	銅線(別表第1の16項に該当)の周りに別表第1の5項(16)貨物等省令第4条第十三号イに該当する芳香族ポリイミドを被覆させたポリイミド線	本事例は、芳香族ポリイミドが銅線の周りに被覆されたものですが、この状態のものは混合物にはあたりません。したがって、芳香族ポリイミドがポリイミド線の部分をなしているものと判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。また、混合物かどうかの判断に際しては、2種類以上の化学品が均質に分布している状態、例えば溶液に溶けている状態や金属粉末が混ざり合った状態のものなどが混合物に当たるものと考えていただきたいと思います。
2	同上	別表第1の5項(16)貨物等省令第4条第十三号イに該当する芳香族ポリイミドのシートの上下に銅シート(別表第1の16項に該当)を被覆させた、銅張積層板(フレキシブルプリント基板の材料となるもの)	本事例は、芳香族ポリイミドのシートに銅シートを上下から被覆したものです。芳香族ポリイミドと銅は接していますが、混合したものではありません。そのため、1の事例と同様に、芳香族ポリイミドが銅張積層板の部分をなしているものと判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。
3	別表第1の1~4項に該当する化学品が、製品に不純物として0~3%程度混合されている場合、今回の運用通達の適用から除外されてしまうのか。	印刷機で使うトナーに不純物として混合されているジフェニルアミン(別表第1の1項(4)火薬又は爆薬の安定剤として該当する)	本事例を含め、非意図的にわずかに含まれる不純物の取り扱いについては、別途相談してください。

4	鉄粉に関して質問させて戴きます。	主成分鉄粉(構成材料の90%以上を占める)に副素材として他の金属粉とともにNi粉が数%含まれ混合されている鉄粉があります。Ni粉は、別表第1の2項(9)(省令第1条第九号)に『 - - 重量比による純度が99%以上のもの - - 』と記載されています。本項は、化学品で化学品混合物についての記載であると解釈し、本貨物の場合、Ni粉含有量は数%であり99%以上ではないため非該当と判断したいのですがよろしいでしょうか。	該当品のNi粉と鉄粉を混合したものは、混合物にあたり、該当品となります。その理由は、Niは、鉄粉と混合された状態でも、Ni粉そのものの純度は99%以上に保たれていると考えられ、依然として該当品としての性質を有しているからです。鉄粉と混合されたことにより、Ni粉そのものの純度が低下するものではないため、この混合物は該当品となります。
5	被覆アーク溶接棒に関して質問させて戴きます。	被覆アーク溶接棒は、金属線材の回りに被覆剤が結合されています。被覆剤は、Al粉を含む金属粉を水ガラスにより混練した後、金属線材に被覆し高温で乾燥され固化されセラミック状になっており、Al粉混合物とは別のものであり、別表第1の14項(1)(省令第13条第1項第一号)に規定されるAl粉には該当しないと考えます。仮にAl粉混合物としても、Al粉は別表第1の14項(1)(省令第13条第1項第一号)に『 - - アルミニウムの純度が99%以上のもの - - 』と記載されています。本項は、化学品混合物についての記載であるため。	Al粉が他の金属粉や水ガラスで混練された被覆剤を金属線材に被覆したものは、被覆アーク溶接棒の部分をしてしているものと判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。
6	要望：「分離し難い」が化学品混合物にも適用できるよう改正運用通達を修正していただきたい。もし、それができない場合は、今まで運用通達に従い「分離し難い」を理由で非該当としていたものは、改正後も非該当として継続して輸出できるようにしていただきたい。	理由：輸出令別表第1の1の項(4)のジフェニルアミンは、潤滑油やグリース他に酸化防止剤として広く使用されている化学品です。従来はジフェニルアミンを微量含有していても潤滑油やグリースから「分離し難い」ものは非該当でよいとなっていたものが改正運用通達の施行後に輸出令別表第1の1の項(4)に該当となると、武器輸出3原則から輸出許可が下りなく現在輸出されている商品の輸出ができなくなるということになり、海外の自動車メーカー他の生産ラインがストップするという事態になりかねません。	本事例は、意図的にジフェニルアミンを混合したものと思われませんが、この場合には該当品となると考えられます。ただし、貨物の取引等の実態を踏まえ、必要があれば見直していく考えです。

7	過去に、現、安全保障貿易審査課で「非該当」とされたものの例です。詳細は調査しないとわかりません。	<p>1. 半導体用ダイボンディングペースト</p> <p>(1) 製品の概要 芳香族ポリイミドと銀の混合物 ポリイミドの含有量は10%以上(重量比であって、価額比は不明)</p> <p>(2) 非該当と判定された理由 ポリイミドが銀から分離しがたいため非該当</p> <p>(3) 相談(判定)時期 不明(94年より前)</p>	芳香族ポリイミドは5項該当品であるため、銀との混合物については、「主要な要素となっていない」が適用できますので、まず価格での比率を御確認ください。
8	過去に、現、安全保障貿易審査課で「非該当」とされたものの例です。詳細は調査しないとわかりませんがメーカーへの影響が大きい。	<p>2. 異方導電性フィルム</p> <p>(1) 製品の概要 樹脂製フィルム(リスト規制非該当)にニッケル粉を入れたもの(1方向にのみ導電性を有するフィルム)</p> <p>(2) 非該当と判定された理由 ニッケル粉を取り出すには、燃焼させるしかなく、そうするとニッケルの純度を保つことができないので非該当。 * 論点 フィルムのように成型されたものは、混合物と言えないのではないか。</p>	どのような状態でニッケル粉が入っているか不明ですが、均質に混合されている状態でなければ、フィルムの部分をなしていると判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。
9	シールリングA及びBの輸出令別表第1に関する該非に関して回答願います。	5の項(18)該当の短繊維カーボンファイバーを最大15wt%含む樹脂を自動車部品用シールリングとして2種類成形して輸出・販売しようと考えています。一方のAはJIS規格にある標準的、汎用サイズのO-リングです。他方のBは自動車メーカーからの特注サイズの成形品です。いずれも、シールリングとしての完成品であり、加工されずに自動車部品に装着して使用されます。	本事例は、炭素繊維に樹脂を含浸させたプリプレグにあたる考えられます。このプリプレグを使用した成型品は5の項(18)に該当します。解釈通達により、民生用自動車の部品の場合は非該当となります。

10	<p>CISTECが発行している輸出管理品目ガイドランス中に記載のある以下のQ & Aは、そのまま有効か、それとも撤回されるのか？</p> <p>「2007 輸出管理品目ガイドランス 核・原子力関連資機材」の第3章Q & A「Q5、A5」 (P338)</p>	<p>Q: 民生用の電子部品の電極として用いるように設計した導電性塗料が、輸出令別表第1の2の項(9)に該当するニッケル粉末を含有している場合、導電性塗料を輸出令別表1の2の項(9)に非該当と判断して良いでしょうか。</p> <p>A: 本導電性塗料は、高分子量樹脂と溶剤から成る有機ビヒクルにニッケル粉末を混合し、ボールミルやロールで混練して均一に分散させたものであり、ニッケル粉末の粒径が数ミクロンと小さく、かつ、有機ビヒクル中の高分子量樹脂がニッケル粉末の表面にしっかり吸着しています。例えば、この導電性塗料に多量の溶剤を加えて、ニッケル粉末を分離しようとしても単純な洗浄では、ニッケル粉末の表面に付着した高分子量樹脂は除去されず、輸出令別表第1の2の項(9)に規定されるニッケル粉末そのものを本導電性塗料から分離することは容易ではありません。したがって、運用通達1-1の(7)の(イ)の規定により、ニッケル粉末を「分離しがたい」と判断されますので、本導電性塗料は輸出令別表第1の2の項(9)の規定に該当しないと判断してよいでしょう。</p>	<p>本事例については該当と考えられます。ただし、本事例については、貨物の取引等の実態を踏まえ、必要があれば見直していく考えです。</p>
11	<p>「2007 輸出管理品目ガイドランス 核・原子力関連資機材」のQ&A「Q22、A22」 (P344) * 詳細はガイドランスを参照ください。</p>	<p>Q22: 規制に該当するグリースが封入された軸受けの判定について教えてください。</p>	<p>軸受到に封入されたグリースは、軸受の部分をなしているものと判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。</p>
12	<p>「2007 輸出管理品目ガイドランス 核・原子力関連資機材」のQ&A「Q36、A36」 (P349) * 詳細はガイドランスを参照ください。</p>	<p>Q36: 工作機械では作動油、潤滑剤等を使用しています。油圧ユニットやシリンダーの中に入っている作動油、ベアリングやチャックに入っている研削液を工作機械から抜き去らずに輸出する際にこれらの作動油、グリース潤滑剤、研削液が輸出令別表第1の5の項(9)、(10)、や3の項(1)、貨物等省令第2条第1号第三号に該当する場合は輸出許可が必要でしょうか。</p>	<p>工作機械に入っている作動油、グリース潤滑油、研削油は、工作機械の部分をなしているものと判断され、従来どおり部分品に係る規定が適用が可能です。</p>